

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 杉山 健博 (コード番号 9042 東証第一部) 問合せ先 グループ経営企画室 経理部長 上戸 健司 (TEL. 06-6373-5013)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成30年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

- 1. 自己株式の取得を行う理由 株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため
- 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 300 万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.21%)

(3)株式の取得価額の総額 100億円(上限)

(4) 取得期間 平成30年5月24日~平成30年7月31日

(ご参考) 平成30年3月31日時点の自己株式の保有状況発行済株式総数(自己株式を除く) 248,536,352株自己株式数 5,745,033株

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

以上